

資料3－2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産3級 工業用1級 及びD以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2 mg/L 以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

// 3級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

// 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度